

知多市議会基本条例 解説及び経過

<議会基本条例の条文のポイント>

章	条	内 容	条 例 案 の ポ イ ン ト	P
		前文	地域主権時代にふさわしい市民の代表機関、議決機関となるため「議会基本条例」を制定する	
第1章 目的				
	第 1 条	目的	公正で民主的な市政運営を実現し、市の発展に寄与する	2
第2章 議会及び議員の活動				
	第 2 条	議会活動の原則	市民に開かれた分かりやすい議会運営などを原則とする	3
	第 3 条	議員活動の原則	市民全体の福祉向上に向けた活動を行うことなどを原則とする	4
	第 4 条	議会の会派	議会運営などについて、会派間で調整し合意形成に努める	5
第3章 市民と議会				
	第 5 条	市民との連携	市民に対して、積極的な情報発信をし、説明責任を果たす	6
	第 6 条	議会報告会	市民との意見交換の場として、年1回以上開催する	7
	第 7 条	議会広報活動	議会情報を市民に対して、広く公表しその周知に努める	8
第4章 議会と市長等の関係				
	第 8 条	市長等との関係	議員と市長等は、常に緊張ある関係の構築に努める	10
	第 9 条	反問権	市長等は議員の質問に対して、論点の明確化を目的に反問できる	11
	第 10 条	監視及び評価	議会は、政策等の水準を高めるため提案理由などを明らかにする	12
第5章 議員間の討議				
	第 11 条	議員間の自由討議	議員相互間の自由討議を行う	13
第6章 議会の体制				
	第 12 条	委員会の運営	委員会の専門性と特性を活かし、適切な運営に努める	14
	第 13 条	専門的知見の活用	専門的知識、経験を有する者の積極的な活用を図る	15
	第 14 条	災害時の対応	迅速かつ適切に対応するため組織体制の確立に努める	16
	第 15 条	議会の研修	政策形成、政策立案能力の向上を図るため、研さんに努める	17
第7章 議員の政治倫理				
	第 16 条	議員の政治倫理	議員は、政治倫理基準を遵守しなければならない	18
第8章 議員の定数及び処遇				
	第 17 条	議員定数及び議員報酬	議員定数、議員報酬は、市民の意向を把握、実情にあったものとする	19
	第 18 条	政務活動費	政務活動費の執行は、公正性、透明性を確保する	20
第9章 条例の位置付け				
	第 19 条	条例の位置付け	議会基本条例は、議会運営における基本原則である	21
	第 20 条	条例の見直し	必要と認めるときは、条例の規定に検討を加え、所要の手続を講ずる	22

前文

地方分権改革が地域主権改革に引き継がれ、地域民主主義の確立に向けた機運が高まり、住民代表機関である議会の役割や責任はますます大きくなっている。

私たち議員は、地域主権にふさわしい議会の姿はどうあるべきか、といった相互議論と論点整理を踏まえ、議会の活性化と機能強化を目指した改革の推進により、市民の信頼を確固たるものにしなければならない。

もちろん、その改革は、議員の目線ではなく、市民の目線に立ったものであり、議員にとっての甘えや安易な前例踏襲を改めるものでなければ、市民からは受け入れられない。議会は、市民に開かれた議会であるとともに、信頼される議会でなければならない。

議会基本条例の制定は、議会改革の目的や体系を包括的に自己決定する手段である。条例制定は、目的ではなく、あくまでも手段であり、制定後の議会、議員活動が評価されることを肝に銘じておく必要がある。

私たちは、地方自治体の基本である二元代表制の下に、市長と議会がお互いに緊張感を保ちながら、市民全体の福祉向上のための使命を果たさなければならない。自らのルールは自らが決め、自らが行動することを基本に、地域経営を支える新たな議会像の確立に向け、まずは議会自身のルールがどうあるべきかを議論し、右へ倣えではなく、現状を改革すべく、地域主権時代にふさわしい市民の代表機関、議決機関となるため、ここに知多市議会基本条例を制定する。

《要旨》

この前文は、この議会基本条例を制定することになった背景を明らかにし、知多市議会が、真に市民の代表機関、議決機関となるため、市民に開かれた議会であるとともに、信頼される議会となることを決意しています。

《解説》

- ・地方公共団体は、市長と議員がそれぞれ直接選挙によって選ばれ、ともに市民に対して政治責任を負うという二元代表制が採用されています。
- ・議会は市長から提案された重要事項について、議決をもって意思決定をする議事機関としての機能、監視機能や調査機能があるほか、自らも政策を立案し提言する役割などの使命を担っています。
- ・本市議会は、市民の目線を大切に、市長と議会がお互いに緊張感を保ちながら、市民全体の福祉向上のための議会づくりに努めることを決意しました。

第1章 目的

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、知多市議会の最高規範であり、議会の基本理念、議員の役割、責務等の基本原則に加え、議会及び市長その他執行機関の職員（以下「市長等」という。）並びに市民との関係を明示することにより、公正で民主的な市政運営を実現し、市民が安心して生活でき、幸せが実感できるわがまち知多市の発展に寄与することを目的とする。

《要旨》

この条文は、議会基本条例の目的について定めています。

《解説》

- ・この条例では、知多市議会の最高規範として、議会及び議員の役割と責務は、市民が安心して生活でき、幸せが実感できる、わがまち知多市の発展を実現することを目的として定めています。

第2章 議会及び議員の活動

第2条 議会活動の原則

(議会活動の原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則により活動を行うものとする。

- (1) 常に市民を代表する議決機関であることを自覚し、公正性、透明性及び信頼性を高め、市民に開かれた分かりやすい議会運営を行うこと。
- (2) 市民本位の立場から、市長等の市政運営状況の監視及び評価をすること。
- (3) 地域主権及び地方自治の進展に的確に対応するとともに、議会の質を高め、独自の政策立案又は政策提言を行うこと。
- (4) 市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映することができるよう市民参加の機会の拡充に努めること。
- (5) 議決責任を認識し、積極的な情報公開に取り組むこと。
- (6) 市民の議会傍聴意欲を高めるよう傍聴者への資料提供を充実させるとともに、分かりやすい言葉及び文章を用いた議会運営に努めること。
- (7) 知多市議会会議規則（昭和58年知多市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）、知多市議会委員会条例（昭和45年知多市条例第6号）及び議会内での申合せ事項は、2年ごとに議会運営委員会において見直すこと。

《要旨》

この条文は、知多市議会がその責務を果たしていくため、議会の活動原則について定めています。

《解説》

- ・議会は、市民から選出されていることを常に念頭に置き、公正、透明で、市民から信頼される分かりやすい議会運営を目指しています。また、議会には「議決した」という責任があり、議決に至った経緯などを分かりやすく説明する責任があります。
- ・地域主権と地方自治の進展により、議会の機能である市長等の活動に対する監視、評価を適切に判断するためには、議会の質を高める努力とともに独自の政策立案や政策提言を行っていきます。
- ・市民の意見を議会に届ける場合は、請願、陳情、直接請求に限られていますが、より市民の多様な意見を把握し、議会の政策形成に活かすため、議会報告会の中での意見交換会を設けるなど市民参加の機会を拡充します。
- ・より議会改革を進めるため、議会の基本運営ルールを定めている会議規則、委員会条例、議会内での申合せ事項などは、継続的に見直しを行っていきます。

《経過》

- ・全員協議会、常任委員長会議及び広報広聴委員会を公の会議に位置付け、公開しています。

第2章 議会及び議員の活動

第3条 議員活動の原則

(議員活動の原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則により活動を行うものとする。

- (1) 議会が言論の場及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討論及び意見交換を重んじること。
- (2) 市民の代表として、市政全般の課題及び市民からの意見、要望等を的確に把握することに努め、市民全体の福祉向上に向けた活動を行うこと。
- (3) 常に自己研さんに努め、資質向上を図るとともに、市民全体の代表としてふさわしい活動に徹すること。

《要旨》

この条文は、知多市議会議員が議員としての責務を果たすための活動原則について定めています。

《解説》

- ・議員は、多様な民意が結集されて選出されています。議員が意見を述べ、意見交換をすることにより、様々な民意が反映された議決となります。そのためには、議員間の自由かつ達な討議が重要です。
- ・市民の代表である議員は、的確な議決を実現するために、市民が何を求めているのかを把握する必要があります。そのためには、常日頃からの的確に民意を把握し、市民全体の福祉向上に向けた議員活動が求められています。
- ・議員は、常に自己研さんに努め、自らの資質を高め、文字通り市民の代表にふさわしい活動をしなければなりません。

第2章 議会及び議員の活動

第4条 議会の会派

(議会の会派)

第4条 議員は、議会活動を遂行するための政策集団として、会派を結成することができる。

- 2 会派は、同一の理念を共有する議員で構成する。
- 3 会派は、議会運営、政策決定、政策提言、政策立案等に関し、会派間で調整を行い合意形成に努めるものとする。

《要旨》

この条文は、会派結成の意義と役割を定めています。

《解説》

- ・会派は、政策集団として結成することを定めています。
- ・会派は、政策理念を実現するために同一の理念を持った議員で構成します。
- ・会派は、様々な議論が円滑に調整するため、会派間での意見調整を図り合意形成に努めます。

第3章 市民と議会

第5条 市民との連携

(市民との連携)

第5条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、請願を市民による政策提言と位置付け、その審議において必要があると認めるときは、請願者の説明及び意見を聴く機会を設けなければならない。

3 議会は、市民の意見、要望等を聴取する機会を設け、議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

《要旨》

この条文は、議会と市民との連携のあり方を定めています。

《経過》

- ・市民への説明責任の遂行のため、議会ごとに発行する議会報「ちた市議会だより」や議会報告会、議会のホームページ等で情報発信を行います。
- ・本会議の傍聴者へのアンケートを実施し、議会に対する市民の意見等を聴取する機会を設け、議会改革につなげていきます。
- ・議長及び副議長選挙における立候補制度については、議長、副議長ともに立候補制を導入し、所信表明を行います。なお、所信表明は、別に定める知多市議会の議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明演説会の実施に関する要綱（平成25年6月1日施行）に基づき実施します。
- ・議会は、委員会における請願の審査において、必要に応じ請願者（代表者）に参考人として出席を求め、意見聴取をすることとしました。
- ・請願者（代表者）に参考人として委員会への出席を求める場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第5項で準用する第115条の2第2項の参考人制度を活用し、その手続等については、知多市議会委員会条例第28条及び同条で準用する第25条から第27条までで定めています。
- ・市民モニター制度の活用は、今後の検討課題としました。
- ・通年議会については、今後の検討課題としました。

第3章 市民と議会

第6条 議会報告会

(議会報告会)

第6条 議会は、市民との意見交換の場として、年1回以上、議会報告会を開催するものとする。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

《要旨》

この条文は、議会報告会の開催について定めています。

《経過》

- ・ 議会報告会を年1回以上開催することとし、別に定める要綱に基づき実施します。
- ・ 議会報告会の開催場所及び開催回数は、広報広聴委員会で検討します。

第3章 市民と議会

第7条 議会広報活動

(議会広報活動)

第7条 議会は、議会の活動に関する情報を議会独自の視点から、常に市民に対して広く公表するとともに、その周知に努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、より多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

《要旨》

この条文は、議会からの情報発信の手段として議会の広報活動を充実して、議会活動の内容を市民に分かりやすく伝えることを定めています。

《経過》

○議会広報のあり方について

1 インターネットでの本会議放映及び録画配信を実施しました。

(本会議の生中継は、市役所1階のロビーにおいて実施)

- ・録画配信に際しては、市民の意見等を聴取する体制を整えました。
- ・インターネットを利用した生中継は、今後の検討課題とします。
- ・公共施設でのモニター中継の拡大は、今後の検討課題とします。
- ・CATVを利用した放映については、今後の検討課題とします。

2 市議会だよりの充実について

- ・一般質問記事に質問者の氏名に加え、会派名を表記しました。
- ・代表質問及び一般質問者の顔写真を掲載しました。
- ・審議結果への賛否の掲載は、個人別、会派別に掲載しました。
- ・市民モニターの設置は、今後の検討課題とします。
- ・表紙写真のカラー化を実施しました。

3 議会ホームページの掲載項目の見直しについて

- ・市とは独立したホームページとして位置付け、アクセスカウンターにより、視聴者数を把握しています。
- ・審議結果の賛否の掲載は、個人別、会派別に掲載しました。
- ・常任委員会及び議会運営委員会の視察報告のまとめを掲載します。
- ・特別委員会の視察報告のまとめ及び報告書のまとめを掲載します。
- ・議長交際費の内容を掲載しました。
- ・前年度の政務活動費の使途基準、使途及び政務活動費を使用した視察報告を掲載しました。
- ・前年度の政務活動費の領収書を掲載しました。

第3章 市民と議会

第7条 議会広報活動

4 その他

- ・市役所の情報コーナーにおいて、市議会ホームページと同様に、政務活動費収支報告書の証拠書類等の公表をしました。

○傍聴者を増やすための努力について

1 傍聴者への配付資料について

- ・本会議の配付資料（会期予定、議案概要、市議会のあらまし等）を充実しました。

2 本会議の分かりやすい運営について

- ・発言の際は、できるだけ市民に分かりやすい言葉を使用するとともに、執行部側にも分かりやすい言葉での答弁を要望しました。

3 一般質問項目等の事前周知について

- ・一般質問通告締切後から市役所玄関付近に議会の掲示板を設置し、会期予定、一般質問項目等を掲示しました。
- ・議員自らが、各地区の公共施設等に会期予定、一般質問項目等を掲示しました。
（公共施設33箇所、地区施設31箇所、計64箇所）
- ・CATV（メディアネットワーク）を活用した議会開催予定を放送しました。

4 その他

- ・議員自らが議会のPRを行います。
- ・手話通訳者又は要約筆記者が活用できる体制を整えました。
- ・子ども連れの傍聴者などの希望者に第2委員会室を開放します。
- ・議会報編集委員会議、議会報告会実行委員会等の集約し、広報広聴委員会を設置しました。

第4章 議会と市長等の関係

第8条 市長等との関係

(市長等との関係)

第8条 議会審議における議員及び市長等は、常に緊張ある関係を構築することに努めるものとする。

- 2 本会議並びに常任委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行わなければならない。
- 3 議員は、会派を代表して行う代表質問においては総括方式により、会議規則第60条に規定する一般質問においては一問一答方式により、議論経過が明確かつ分かりやすい質問となるよう努めなければならない。

《要旨》

この条文は、議会と市長等との関係について定めています。

《解説》

- ・議会と市長等との関係は、市民の民意が反映された二代表制のもとでは、車の両輪に比喻されます。市政の発展に向けた共通の課題として、議会の役割である市政の監視・評価という任務のため、市長等とは緊張関係を保つことが大切です。
- ・本会議や委員会（常任委員会及び特別委員会）においては、傍聴される市民目線を大切にし、分かりやすい質疑応答、論点や争点を明確にした質疑が求められています。
- ・市政における各種課題の論点・争点を分かりやすくするため、3月定例会で代表質問は総括方式、毎定例会で行う一般質問は一問一答方式を採用し、傍聴者にとっても分かりやすい議会運営に努力していきます。

第4章 議会と市長等の関係

第9条 反問権

(反問権)

第9条 議長から本会議又は委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対し、論点の明確化を目的として反問することができる。

《要旨》

この条文は、市長等の反問権について定めています。

《経過》

- ・議会と執行部の緊張感の保持、また、質問内容の正確な理解による議論の深まりなどの観点から、執行部に対する反問権を付与します。
- ・これまでは、議員からの市政に関する質問に対し、市長等はその内容に対する答弁を行うだけでした。この本会議や常任委員会などにおける質疑応答をより明確なものとするため、市長等が質問を受けた議員に対して、議長や委員長の許可を得て、反問することができるようにしました。

第4章 議会と市長等の関係

第10条 監視及び評価

(監視及び評価)

第10条 議会は、市長が提案する重要な政策、条例又は計画（以下「政策等」という。）について、議会の審議における論点情報を整理し、その政策等の水準を高めるため、市長に対して、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

- (1) 政策等を提案するに至った経緯及び提案理由
- (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (3) 市民参画の有無及びその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 政策等の実施に要する財源措置
- (6) 将来にわたる政策等の効果及びコストの計算

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における問題点を明らかにするとともに、執行後における政策評価の審議に努めるものとする。

《要旨》

この条文は、重要な政策又は条例、計画が市長から提案されるときに、議会の審議における論点の形成と背景を求め、その政策等の水準を高めるとともに、執行後の政策評価に要する審議を行うことを定めています。

《解説》

- ・議会は、市長が重要な政策、条例又は計画を提案する際の関係情報の提出や説明について定めたもので、政策提案に至るまでの経緯や他自治体における類似政策との比較、市民参画の状況、総合計画との整合性、財源措置、将来にわたるコスト計算等について、説明を求めることとしています。
- ・議会は、審議において立案及び執行における問題点を明らかにするとともに、執行後における政策評価の審議に努めます。

《経過》

- ・議会の監視機能強化のため、知多市議会の議決すべき事件を定める条例（平成26年知多市条例第33号）を制定し、「総合的かつ計画的な市政の運営を図るために基本構想を策定し、変更し、又は廃止すること」を議決事件としました。

第5章 議員間の討議

第11条 議員間の自由討議

(議員間の自由討議)

第11条 議員は、議会が言論の場であることを十分に認識し、本会議又は委員会において、議員相互間の自由討議を行うことができる。

《要旨》

この条文は、議員同士で自由な討議を行うことを定めています。

《経過》

- ・本会議及び委員会に自由討議を導入します。
- ・議員同士の自由討議は、議長又は委員長の議事整理権のもとで、議案審議（審査）における質疑の後に行います。なお、自由討議の場における執行部への問いかけは、その中で出された議員の発言内容の確認に限ります。

第6章 議会の体制

第12条 委員会の運営

(委員会の運営)

第12条 議会は、社会経済情勢等の変化により、新たに生ずる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし、その適切な運営に努めるものとする。

《要旨》

この条文は、新たな行政課題に迅速かつ的確に対応するため、委員会の適切な運営に努めることを定めています。

《解説》

- ・ 議会は、議案を合理的・能率的に調査し、審議を行うため、分野ごとに設置している常任委員会に付託しています。
- ・ 付託を受けた委員会は、より専門的な審査を行い、審査結果を議長に報告します。議長は、その報告を本会議に諮り、賛否を問うことにより議案が議決されます。
- ・ 委員会には、委員会条例の規定に基づく適切な運営と活用を図り、社会経済情勢の変化による新たな行政課題に的確に対応する努力を求めています。

第6章 議会の体制

第13条 専門的知見の活用

(専門的知見の活用)

第13条 議会は、市の直面する重要課題に対応するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の2の規定により、専門的な知識又は経験を有する者の積極的な活用を図ることができる。

《要旨》

この条文は、議会の専門的知見の活用について定めています。

《経過》

- ・議会は、市の重要課題に対応するため、専門的な知識又は経験を有する者の積極的な活用を図ることを決めました。

第6章 議会の体制

第14条 災害時の対応

(災害時の対応)

第14条 議会は、災害時において迅速かつ適切に対応するための組織体制の確立に努めるものとする。

2 災害時の議会対応に関し必要な事項は、別に定める。

《要旨》

この条文は、議会の災害時の対応について定めています。

《解説》

- ・議会は、災害時において組織体制の確立に努めるため、別に定める知多市議会災害対策対応規程（平成21年知多市議会規程第1号）及び知多市議会防災マニュアル（平成21年4月1日適用）に基づき行動します。

第6章 議会の体制

第15条 議会の研修

(議会の研修)

第15条 議会は、議員の政策形成及び政策立案能力の向上を図るため、議員の研さんを目的とした研修会の充実強化に努めるものとする。

《要旨》

この条文は、議会が議員の能力向上を目的とした研修会について、その充実強化を図っていくことを定めています。

《解説》

- ・ 議会は、議員の政策形成及び政策立案能力の向上を図るため、年1回、幅広い範囲における専門家等を講師として研修会を開催することにより、議員研修の強化を図ります。
- ・ 政務活動費を活用し、研修会やセミナーに積極的に参加するよう努めます。
- ・ 全員協議会で行っている先進地視察報告で、視察の内容を報告するだけでなく、議員が身につけたことを報告し合うことにしました。

第7章 議員の政治倫理

第16条 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第16条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民の代表としての名誉及び品位を損なう行為を慎み、より高い倫理性を常に自覚し、品位を保つこと。
- (2) 常に議員として市民の利益を優先し、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）その他公職にある者に対して適用される法律に違反する行為をしないこと。
- (4) 市長等の公正な職務執行を妨げる行為をしないこと。

《要旨》

この条文は、議員が市民の代表者であることから、崇高なる議員として求められる品位の保持に努めることを定めています。

《経過》

- ・政治倫理条例を定めるべきとの意見もありましたが、本市議会では議会基本条例において基本的な政治倫理を整理し、この条文にまとめることとしました。
- ・議員は、公職者としての高い倫理観と深い見識により、自ら考える明確な政治倫理に基づき、誇りと自信をもって市政を担いつつ、説明責任を果たしていくことが必要です。
- ・全議員が、議員活動を行う際に遵守すべき行動基準について定め、公正で民主的な市政の発展に寄与するものです。

第 8 章 議員の定数及び処遇

第 17 条 議員定数及び議員報酬

(議員定数及び議員報酬)

第 17 条 議員定数及び議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員定数又は議員報酬の改正に当たっては、行財政改革を重視するとともに、近隣他市との比較を行うものとする。この場合において、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意向を把握し、本市の実情に合った議員定数又は議員報酬を検討するものとする。

《要旨》

この条文は、議員の定数、議員の報酬について、具体的には個別の条例で規定していることや議員の定数、議員の報酬の改正に当たっての基本的な考え方を定めています。

《解説》

- ・議員定数は、地方自治法第 90 条に基づき定められた知多市議会の議員の定数を定める条例（平成 14 年知多市条例第 34 号）により、議員報酬は、地方自治法第 203 条に基づき定められた知多市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 45 年知多市条例第 31 号）により、規定されています。
- ・議員定数と議員報酬の改正については、市政の現状及び課題、将来予測や展望を踏まえ総合的な検討が必要です。
- ・改正に当たっては、市民の意向を把握するとともに、本市の実情に合った議員定数や議員報酬を検討します。
- ・議員定数の検討は、新たに協議の場を設置し、各会派の代表者により慎重に行います。
- ・議員が、病気などの理由によって会議等を長期間欠席した場合を想定し、当該議員の議員報酬及び期末手当を減額するため、知多市議会の議員が長期欠席した場合における議員報酬等の特例に関する条例（平成 27 年知多市条例第 1 号）を制定しました。

第 8 章 議員の定数及び処遇

第 1 8 条 政務活動費

(政務活動費)

第 1 8 条 政務活動費は、知多市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例（平成 1 3 年知多市条例第 1 号）により、適正に執行するものとする。

2 政務活動費の執行に当たっては、公正性及び透明性を確保するため、議長に対して証拠書類を添付した報告書を提出しなければならない。

《要旨》

この条文は、地方自治法第 1 0 0 条第 1 4 項の規定に基づき、市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、各会派に交付される政務活動費について定めました。

《解説》

- ・本市では、知多市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例（平成 1 3 年知多市条例第 1 号）を制定しており、この条例に基づき議会の会派（所属議員が 1 人の場合を含む。）に対して、1 人当たり月額 1 6, 5 0 0 円が交付されています。
- ・政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費とし、その用途は限定されています。執行に当たっては、公正性及び透明性を確保するとともに、その用途は証拠書類を添付した報告書を議長に提出しなければならないことになっています。

第9章 条例の位置付け

第19条 条例の位置付け

(条例の位置付け)

第19条 この条例は、議会運営における基本原則であつて、議会はこの条例に反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

《要旨》

この条例は、議会運営に関する基本原則であることを定めています。

《解説》

- ・本条例が、議会に係る他の条例、規則、規程等に対して優位性を有することを明言しています。
- ・議会に関する他の条例等の制定改廃に際しては、本条例との整合を図り、その趣旨に反した制定はできません。

第9章 条例の位置付け

第20条 条例の見直し

(条例の見直し)

第20条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を的確に把握し、議会運営委員会において、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の手続を講ずるものとする。

2 議会は、この条例を改正するに当たっては、本会議において改正の理由を説明しなければならない。

《要旨》

この条文は、議会がこの条例の見直しを行う場合の手続を定めています。

《解説》

- ・議会は、議会改革の取り組みを継続的に行い、市民の意見や社会情勢の変化等を的確に把握し、必要に応じてこの条例の改正手続を講じます。
- ・議会は、この条例改正に当たっては、市民への説明責任を果たすため、条例改正の理由や背景などを本会議において説明することにします。

《経過》

- ・平成25年3月26日公布（平成25年6月1日施行）
- ・一般質問の質問方式を一問一答方式のみとする一部改正を平成27年3月24日公布（同日施行）